

事 務 連 絡

平成23年4月27日

社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課長

「東北地方太平洋沖地震に伴う地元中小建設企業に対するリースの支払猶予」及び
「東日本大震災に伴う被災者及び地元中小企業に対する自動車リースの支払猶予」
について（通知）

本年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う津波によって、被災地の中小企業には甚大な被害が生じており、建設企業についてもリースしていた建設機械、工事用車両の消失等、甚大な被害が発生しているところです。

このような状況に鑑み、震災後、経済産業省からリース業界及び自動車リース業界に対し、別紙1及び別紙2のとおり、被災地の中小企業からリース対象機器等（建設機械を含む。）や自動車（工事用車両を含む。）のリース料の支払猶予や契約期間延長の申込みがあった場合には、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をするよう、要請がなされていますので、その旨お知らせいたします。

別紙 1

平成 23 年 3 月 14 日

社団法人リース事業協会
会長 小幡 尚孝 殿

経済産業省大臣官房商務流通審議官 深野 弘行

東北地方太平洋沖地震に伴う地元中小企業に対するリースの支払猶予について

本年 3 月 11 日に発生いたしました平成 23 年東北地方太平洋沖地震により、地元企業等に甚大な被害が得出ており、地元では復興に向けて必死の努力が行われているところです。

リース事業者においては、地元中小企業から支払猶予や契約期間延長の申込みがあった場合には、リース対象機器等の使用可能期間を考慮しつつ、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をしていただくことが期待されます。つきましては、貴団体におかれましては、貴団体所属のリース事業者に対し、本要請の周知徹底を図っていただくことをお願いいたします。

別紙 2

平成 23 年 4 月 4 日

一般社団法人日本自動車リース協会連合会
会長 佐藤 誠 殿

経済産業省大臣官房商務流通審議官 深野 弘行

東日本大震災に伴う被災者及び地元中小企業に対する
自動車リースの支払猶予について

本年 3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災により、地元企業等に甚大な被害が出ており、地元では復興に向けて必死の努力が行われているところで
す。

自動車リース事業者においては、被災者や地元中小企業から支払猶予や契約
期間延長の申込みがあった場合には、支払条件の変更等の柔軟かつ適切な対応
をしていただくことが期待されます。つきましては、貴団体におかれましては、
貴団体所属の各自動車リース協会及び各協会会員の自動車リース事業者に対
し、本要請の周知徹底を図っていただくことをお願いいたします。